

檀原市 高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種の対象者

●下記A・Bをすべて満たす者

A：檀原市に住民票がある者（※）

B：接種時において下記のいずれかの者

- ① 65歳以上の者（65歳になる誕生日の前日より可能）
- ② 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者（心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能の身体障害者手帳1級程度）及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者。

※ 檀原市に住民登録をしているかの確認について

予約時に、本人確認書類（氏名、生年月日、住所がわかるもの）を持参するよう伝え、本人確認書類と口頭の両方で確認すること。また、転出日当日は接種できない。

心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度は次のいずれかに該当するものであること。また、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出のこと。

1. 心臓機能障害

- (1) 次のいずれかに2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返しアダムスストークス発作が起こるもの。
 - a 胸部エックス線写真所見で心胸比0.60以上のもの
 - b 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - c 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - d 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - e 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - f 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - g 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - h 心電図第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの

- (2) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの

2. じん臓機能障害

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。

3. 呼吸器機能障害

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。予測肺活量1秒率とは、1秒量（最大呼気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長のみ合わせて正常ならば当然であると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、次の項目(a~l)のうち6項目以上が認められるもの。
 - a 白血球数について3,000/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - c 血小板数について10万/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - g 月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2ヵ月以上続く
 - h 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月の7日以上ある
 - i 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - j 口腔内カンジタ症(頻回に繰り返すもの)、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症(頻回に繰り返すもの)、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - l 軽作業を超える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。